

消費者トラブルにご用心!

不用品の買い取りトラブル

こんな事例があります

近所に住む一人暮らしの高齢者が、リサイクル業者から「不用品はありますか」と電話がかかってきて、処分したい服があったので訪問を承諾した。後日、訪問した事業者から「使っていないアクセサリーはないか」と聞かれ、長年つけていないネックレスがあったので見せると、強引に安価で買い取られてしまったと言っていた。泣き寝入りしかないのか。

こんなことに気を付けて

事業者が消費者宅を訪問し、物品を買い取ることを、法律では「訪問購入」といいます。特定商取引法で規制されており、事業者の飛び込み訪問や、断っているのに勧誘することを禁止しています。事業者は、消費者の承諾を得てから訪問しなければならず、「衣類の買取で訪問」と電話で約束すれば「貴金属の買取」を勧誘することは禁止です。たとえ契約しても、契約書面を受け取った日から、8日間は無条件で契約を解除でき、引き渡した物品を返してもらうことができます(クーリング・オフ)。ただし、第三者に転売されていると、返ってこないこともあります。このようなトラブルに遭わないためには、電話をかけてきて「不用品を買い取る」と言う事業者に、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。査定してもらっただけと思っても、訪問されると断りきれないことがあります。売却したい物がある時は、リサイクルショップに持ち込むか、出張で査定や買取ができるかを問い合わせましょう。

消費生活のご相談は 甲賀市消費生活センター TEL 69-2147 局番なしの188 FAX 63-4582

11月19日(日) 甲賀市総合防災訓練を実施します

主会場
甲南B&G海洋センター体育館(甲南町葛木)
時間 8時30分~11時45分
訓練内容
・避難所開設・運営訓練
・救命講習
・火災防ぎょ訓練
・要配慮者利用施設避難訓練
・起震車体験など
※主会場のみ見学可能

サテライト会場
いちばん甲南店(甲南町野尻)
時間 9時~10時30分
訓練内容
・災害協定に基づく臨時避難所開設訓練
・防災クイズなど

当日は、会場付近の交通が混雑する可能性があります。通行には十分注意してください。なお、天候により内容を変更する場合があります。

問合せ 危機管理課 TEL 69-2103 FAX 63-4619



市HP▶

電気の子メーターの有効期限を確認しよう

電気の子メーターとは、貸しビル・アパート等で一括して電力会社に支払った電気料金を、各テナント等の電気の使用量に応じて配分するために用いる、電気計器のことです。子メーターには、計量法で有効期間が定められています。これを過ぎた子メーターは取り換える必要がありますので、最寄りの電気工事店や修理業者にご相談ください。検定や基準適合検査を受けた正しい電気計器を使いましょう。

問合せ 滋賀県計量検定所 TEL 077-563-3145



狩猟期間が始まります

狩猟者に対して安全確保について指導していますが、不慮の事故を防ぐためにも山に入るときは、狩猟者に分かりやすい服装にするなど、十分に注意してください。

狩猟期間 11月15日~令和6年2月15日
※ニホンジカ・イノシシは11月1日~3月15日

問合せ 滋賀県琵琶湖環境部 自然環境保全課
TEL 077-528-3489 FAX 077-528-4846
林業振興課 獣害対策室
TEL 69-2194 FAX 63-4592



もっとゆたかに
~人権保障のとりくみ~

「こども基本法」の理念に学ぼう

今年4月に「こども基本法」が施行されました。こども家庭庁のホームページには「こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としています。」とあります。

「児童の権利に関する条約」には四つの原則があり、その一つが、意見を表明し参加できる権利です。「子どもは、自分に関係あることについて自由に意見を表す権利を持っています。その意見は子どもの発達に応じて、じゅうぶんに考慮されなければなりません。」(児童の権利に関する条約 第十二条:日本ユニセフ協会抄訳) この「意見」は、原文では「views」であり「opinions」ではありません。きちんとまとめ上げられ発表できる意見というよりは、見解といったニュアンスです。その年齢・発達の程度なりの見方・とらえ方や感情が入り、時にはわがままとか間違いととらえられることもあるかもしれません。しかしそれでも「年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」(こども基本法 第三条(基本理念) 四:抜粋) が大切です。

大人は、「こども基本法」の理念から多くを学び、子どもを「守り保護するだけの対象・教え導く対象」から「自立した個人として尊重する対象」へと認識を変えていく必要があるのです。

問合せ 人権推進課 人権教育室 TEL 69-2150 FAX 63-4554

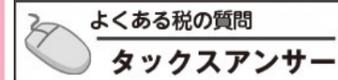
国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決

①チャットボット
(ふたば)に質問する



税務相談
チャットボット

②タックスアンサーを
利用する



よくある税の質問

タックスアンサー

国税庁ホームページで解決しない場合には、「国税相談専用ダイヤル」へ電話

問合せ 0570-00-5901(コクセイ)(国税相談専用ダイヤル)
音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する

- | | |
|-----------------------|-------------|
| [1] 所得税 | [4] 法人税 |
| [2] 源泉徴収、年末調整、支払調書 | [5] 消費税、印紙税 |
| [3] 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価 | [6] その他 |

11月の延長窓口
(毎週火曜日19時まで)

7日、14日、21日、28日です。

毎週火曜日は、市役所市民課で戸籍・住民票・税証明などの証明書発行、印鑑登録を19時まで行っています

※マイナンバーカードに関する手続きおよび住民異動(転入・転居・転出等)はお取り扱いできませんのでご了承ください。

マイナちゃん
からのお知らせ



マイナンバーカードで各種証明書がコンビニで取得できます。(取得できる証明書は下記までご確認ください。)

問合せ 市民課
TEL 69-2138 FAX 65-6338

今月の納税

納期限は 11月30日(木) です

- ・国民健康保険税(6期)
- ・利用者負担額(保育料、幼稚園・保育園給食費)
- ・介護保険料(6期)
- ・後期高齢者医療保険料
- ・公共下水道使用料・農業集落排水施設使用料

納付には、便利な「口座振替」をご利用ください。

宝くじ 公式サイト
宝くじがネットで
購入できる!
宝くじ公式サイト
宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます

お問い合わせ先 宝くじコールセンター
TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)
TEL 011-330-0777 (有料)

弁護士による
無料法律相談 予約制
(おひとり30分)
相談内容: 相続・離婚・交通事故・債務整理
会場 甲賀市まちづくり活動センター【まるーむ】
日時 11/16(木)12/21(木) 午後3時から午後7時まで
あなたの相談室 TEL 077-566-5454
(受付:平日午前9時から午後5時まで)

弁護士法人
おうみ法律事務所
道賀弁護士会所属
草津市野村2-11-1